健康増進計画（健康日本２１）

背景

「健康増進法」の成立により「21 世紀における国民健康づくり運動」（健康日本２１）が法制化されるとともに、市町村健康増進計画の策定が条文化され、平成 15 年 5 月には、地域における総合的な健康づくり運動の指針となる「健康増進計画」（健康日本２１）の策定に係わる規定が施行されています。

健康増進計画（健康日本２１）は、国民（住民）の健康水準の向上を図り、健康で生活できる期間、“健康寿命”の延伸と“生活の質”の向上を図ることを基本理念とする計画であり、地域住民の福祉の向上を図る上で基礎基本的な条件となるものです。

特に今後、2015 年を見通したとき、人口規模の最も大きい“団塊の世代”が高齢期を迎える時期と重なり、未曽有の“超高齢社会”を迎えることとなり、「健康寿命の延伸」と「予防重視型社会システムへの転換」を実現していくことが不可欠となっています。

このため、その指針として、国における健康増進計画（健康日本２１）の中間評価の結果や手法、あるいは今後 10 か年を見据えた「健康フロンティア戦略」などをふまえながら、市町村独自の計画を早急に策定していくことが求められます。

策定にあたっては、計画策定段階から住民各層の参画を図り、計画内容を共有することにより住民による主体的な実践的活動とネットワーク化を促進していくことが重要であり、合併地域においてはそのことが地域一体感の醸成においても意義ある計画づくりとなります。

視点

視点１　保健事業の継続的な効果分析のための計画づくり

住民の主体的な健康づくり活動促進に資する保健事業の継続的な効果分析と実効ある事業展開のための計画づくり

視点２　住民にとってわかりやすい健康づくり活動の目標指標づくり

住民にとって客観的評価が可能であり自らが納得し選択できる「健康づくりへの働きかけ」となる目標指標づくり

視点３　健康づくり活動への住民のエンパワーメントの向上に資する計画づくり

健康増進の基本は、一人ひとりの意識と行動レベルにあり、“専門家主導型のアプローチ”だけでなく、自らが健康課題を考え、健康づくりに向けて自ら進んで行動変容できるよう、「エンパワーメント（セルフケア能力）の向上」に資する計画づくり、実践的な健康づくり活動への動機づけとなる計画づくり

Copyright(c) 2005 GYOSEI INSTITUTE，All Rights Reserved

視点４　「ヘルスプロモーション」の視点からの総合的なまちづくり

一人ひとりの健康づくりを支援、促進していくためには、「ヘルスプロモーション」の視点から環境保全、生涯学習、生活基盤、社会基盤など、健康づくりへの総合的な環境整備を目指す必要があり、“ 健康 ” を機軸とするまちづくり計画としての体系的な施策検討と明確な目標の設定

ステップ

本計画は、次のステップに沿って策定します。

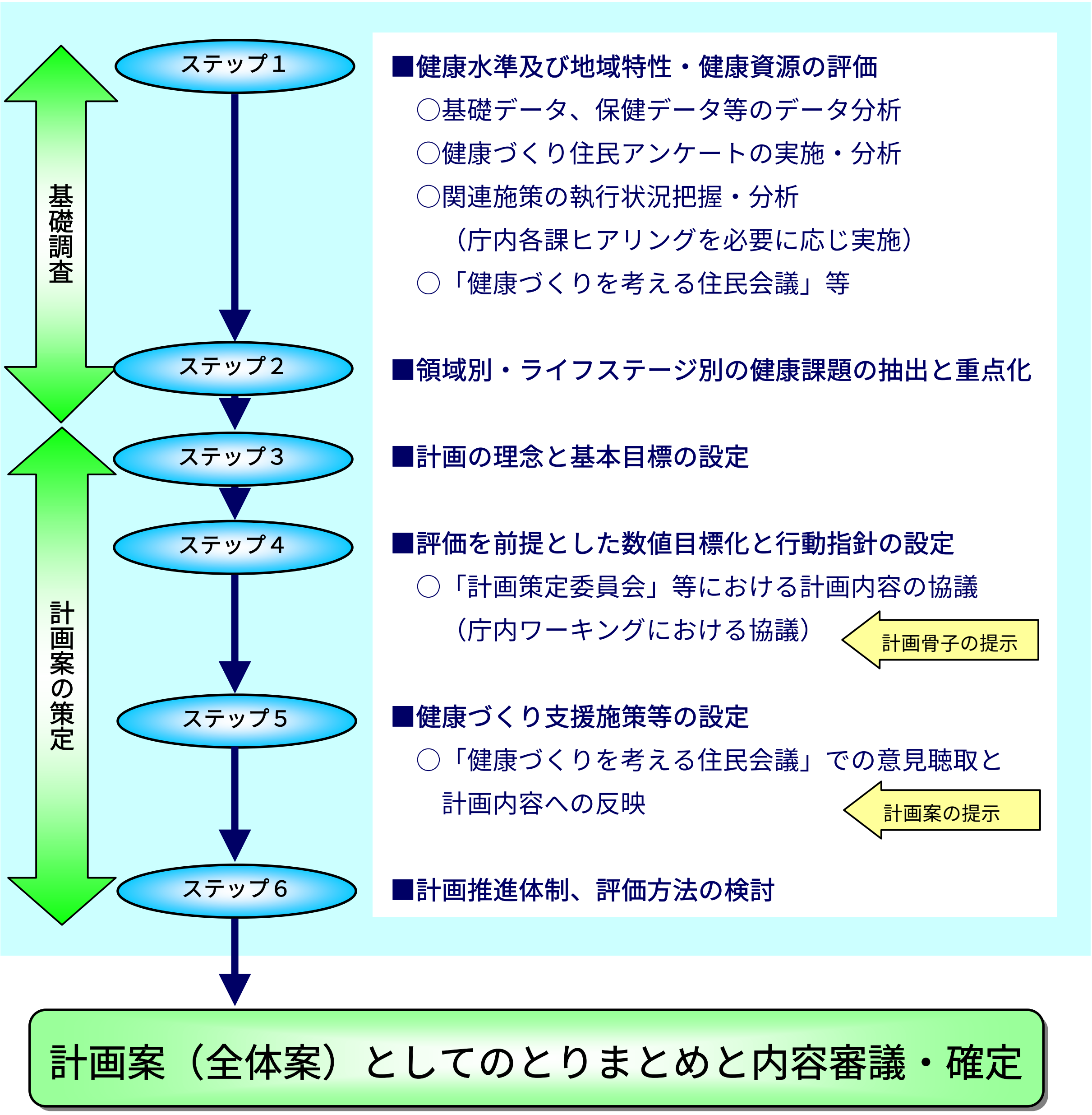

Copyright(c) 2005 GYOSEI INSTITUTE, All Rights Reserved